

那覇市グリーン購入方針



令和8年5月改訂

那 覇 市

那覇市グリーン購入方針

1. 方針の目的

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(以下「グリーン購入法」という。)
第10条に基づき、本市における環境への負荷の低減に資する物品または役務(以下「環境物品等」という)の調達の推進を図るため那覇市グリーン購入方針を定める。

2. 背景

グリーン購入の取組は、グリーン購入法が平成13年4月に施行されて以降、地方公共団体においても法に基づく取組が期待されている。本市においては、平成12年3月に「那覇市環境基本計画」、平成14年4月に「那覇市エコオフィス計画」を策定し、環境に配慮した製品の調達を推進してきた。その後、総務部総務課において、単価契約物品を中心にグリーン購入が推進されてきた。平成15年度に改訂された「那覇市エコオフィス計画」においては、環境に配慮した取組としてグリーン購入の推進が示されている。

令和2年4月より、環境部環境政策課において那覇市グリーン購入指針を改訂。また、令和3年5月に「那覇市グリーン購入方針」として改訂し、国の基本方針をもとに毎年度見直しを行うことで、継続して環境物品等の調達の推進を図るものとする。

3. 対象部局

市長事務部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、教育委員会、上下水道局、消防局とする。

4. 調達の基本原則

- (1) 市が自ら率先して環境物品等を優先的に購入することは、これらの物品等の市場の形成、開発の促進に寄与し、それが更なる環境物品等の購入を促進するという継続的改善を伴った波及効果を市場にもたらすこととなる。すなわち、経済社会の在り方そのものが環境負荷の少ない持続的発展が可能なものになることを目指すものであり、SDGsのゴール12「持続可能な生産消費形態を確保する」(つくる責任、つかう責任)の実現に向けた取組のひとつである。
- (2) 他の部署に余剰となっているものがないか、インフォメーション(全庁掲示板)に掲

載されている余剰物品掲載シートを活用し、物品等の有効活用を図ること。

(3) 物品等の予算要求及び購入をする際には必要性をよく考え、次のような環境負荷低減の観点をもって調達すること。

- ① 再生材料や余材・廃材を使用していること。
- ② リサイクルしやすい材料が使われていること。
- ③ 耐久性が高く長期使用できること。
- ④ エネルギーや資源の消費が少ないこと。
- ⑤ 部品や消耗品の交換、詰め替えができること。
- ⑥ 梱包が簡易で包装材が環境に配慮していること。
- ⑦ 使用済みの製品の回収・リサイクルシステムがあること。また、分別廃棄ができること。
- ⑧ 有害物質や環境負荷が大きい物質の使用、排出がないこと。

(4) グリーン購入法適合商品であること。または、環境ラベルを取得していること。

5. 特定調達品目

特定調達品目とは、本市が重点的に環境負荷の少ない物品の調達を推進する品目のことをいう。その選択にあたっては、次の点に注意して選択を行なった。

- ① 製品の品質及び供給が安定していること。
- ② 環境負荷の少ない物品を選択するにあたって、著しく割高にならないこと（但し、自動車の一部を除く）。

なお、特定調達品目の判断の基準及び調達目標は、別紙1のとおりとする。

6. 推進方法

(1) 特定調達品目及び調達目標

環境部長は、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の改訂に伴い、本市の特定調達品目及び調達目標等を定めた「那覇市グリーン購入方針」について、毎年度見直しを行なうものとする。

(2) 各対象部局は、「那覇市グリーン購入方針」や国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づき、当該年度における物品等の調達を行なう。

(3) 調達実績の点検、公表

グリーン購入の調達実績の点検、公表については、年度ごとにこれを取りまとめ、公表するものとする。

7. 物品等の購入方法

- (1) 購入しようとする物品（外注印刷物を含む）が那覇市の特定調達品目に該当しているかどうかを確認する。
- (2) 特定調達品目に該当する場合は、各メーカー発行の商品カタログや、グリーン購入のための商品カタログのほか、環境省等のホームページを参照し、環境に配慮された物品に関する情報を入手するものとする（「環境省環境ラベルデータベース」「エコ商品ねっと」等を参考にする。資料参照）。
- (3) 特定調達品目以外の物品についても、上記4. 調達の基本原則に基づき、可能な限り環境負荷の少ない物品を購入するものとする。

8. 印刷用紙の取扱い

印刷用紙については、令和5年11月30日付け環政経発第2311301号環境省大臣官房環境経済課通知により、新しい判断の基準等に変更となった。

ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難となる場合には、令和4年12月14日付け環境省大臣官房環境経済課の事務連絡のとおり、「那覇市グリーン購入方針」の基準を満たすことが困難な場合は、代替品の納入を認める取扱いを今後も継続する。